

令和 7 年 7 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正につ
いて（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成 6 年 7 月 2 7 日職職一
3 2 8）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 7 月 1 日以降は、これ
によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第 1 4 特別休暇関係 1 規則第 2 2 条第 1 項の特別休 暇の取扱いについては、それぞ れ次に定めるところによる。 (1)～(16) (略) (17) 第 1 6 号の「これらに準ず る場合」とは、例えば、地	第 1 4 特別休暇関係 1 規則第 2 2 条第 1 項の特別休 暇の取扱いについては、それぞ れ次に定めるところによる。 (1)～(16) (略) (17) 第 1 6 号の「これらに準ず る場合」とは、例えば、地

震、水害、火災その他の災害
(以下この(17)において単に
「災害」という。)により単
身赴任手当の支給に係る配偶
者等の現住居が滅失し、又は
損壊した場合で、当該単身赴
任手当の支給を受けている職
員がその復旧作業等を行うと
き、災害（災害対策基本法
(昭和36年法律第223
号)第24条第1項に規定す
る非常災害対策本部が設置さ
れた非常災害若しくは同法第
28条の2第1項に規定する
緊急災害対策本部が設置され
た著しく異常かつ激甚な非常
災害又はこれらの本部の設置
が見込まれるものに限る。)
により職員^{（一）}の現住居以外の住
居又は親族の住居が滅失し、
又は損壊した場合で、当該職
員がその復旧作業等を行うと
き等をいい、同号の休暇の期
間は、原則として連続する7
暦日として取り扱うものとし
る。

震、水害、火災その他の災害
により単身赴任手当の支給に
係る配偶者等の現住居が滅失
し、又は損壊した場合で、当
該単身赴任手当の支給を受け
ている職員がその復旧作業等
を行うときをいい、同号の休
暇の期間は、原則として連続
する7暦日として取り扱うも
のとする。

2 ・ 3 (略)	2 ・ 3 (略)
----------------	----------------

以 上